

特集●「部落探訪」削除裁判の闘い

個人や県連への攻撃も許すな！ 新潟裁判闘いの視座

上野 祐 弁護士

1 新潟裁判の概要

新潟裁判は、二〇二四年一月二四日（水）午前一時三〇分、新潟地方裁判所に訴状を提出し、新潟県内の地域を対象とした「部落探訪」の削除裁判をスタートさせました。個人三名と部落解放同盟新潟県連合会（以下、新潟県連）の合計四名が原告となり、弁護士として、（団長）河村健夫かわむらたけお弁護士、（副団長）近藤正道こんどうまさと弁護士・和田光弘わだひろ弁護士、（事務局長）上野祐うえのたすく弁護士、（事務局長補佐）細野希ほののぞみ弁護士の五人体制となります。連絡窓口は、弁護士法人一

新総合法律事務所が務めます。

新潟裁判は、二〇二三年一月に提起された大阪裁判（仮処分事件）、同年一二月に提起された埼玉裁判（訴訟事件）に続き、宮部龍彦みやべたつひこがインターネット上で部落差別を拡散させている「部落探訪」の削除を求める訴訟事件となります。なお、「部落探訪」は、「人権探訪」と名称変更した後、いまは「曲輪クレスト」と名称が変わっていますが、動画や静止画・記事内容に変更はなく、その中身は「部落探訪」と同じなので、本稿では「部落探訪」と言います。

新潟裁判では、他の二裁判と同様、新潟県内の被差別部落をインターネット上で公開している「部落探訪」のネット記事・動画の削除を求める訴訟となっています。対象となる「部落探訪」は、新潟県内の四つの市（村上市・胎内市・新発田市・上越市）と一つの村（関川村）に関する一四地域に関する記事・動画（合計二八のウェブページ）になります。

また、新潟裁判においては、大阪裁判・埼玉裁判にはない特有の事情があります。

宮部は、新潟県連の活動に対して、「ヤクザ」などの表現を用いたウェブページを作成して、新潟県連を誹謗中傷する記事をインターネット上で晒しています。また、これに関連して、宮部は、個人原告らの名前や経営する会社名を実名で掲載するウェブページを作成して、個人原告や経営する会社が被差別部落と関係があるものとインターネット上で晒しています。これらウェブサイトは「部落探訪」ではないですが、新潟裁判では、これらウェブサイトの削除を求めています。

以上のとおり、新潟では、「部落探訪」だけでなく、個人原告や新潟県連に対する個人攻撃とも言えるウェブページがインターネット上で晒され、極めて深刻な被害が生じていると言える状況です。新潟裁判は、そのような被害の救済を求めるとともに、大阪裁判・埼玉裁判と共闘して「部落探訪」の全面的な削除を求めていく訴訟となっています。

2 予想される争点と課題

（1）「部落探訪」削除請求の意義

本件訴訟に先立ち、弁護団長の河村健夫弁護士が中心となった「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判の勝訴判決があります。ご承知のとおり、「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判の控訴審である東京高等裁判所は、二〇二三年六月、「差別されない権利」の権利性を認めたくえで、宮部による「復刻版 全国部落調査」の出版等を禁止する内容の判決を言い渡しました。最高裁への上告のため確定はしていませんものの、宮部が「復刻版 全国部落

調査」を出版等することはできない状況と言えます。

ですが、宮部は、「部落探訪」という名称のウェブページを作成して、「全国部落調査」を出版等しているのと同じような事態、つまり、全国各地の被差別部落を紹介する動画や静止画、記事を掲載して、被差別部落の具体的な地域・場所を特定して拡散することを企図したインターネット上の公開を行っています。このような宮部の言動は、被差別部落に暮らす方の「差別されない権利」を侵害するものであることは明らかであり、「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判の控訴審判決という司法判断を無視するものに等しいと言え、何ら正当性はありません。また、宮部の意図するところは、部落差別の拡散であって許されないものであることは明らかです。

以上のとおり、「部落探訪」の削除を求めることは、被差別部落で暮らす方の「差別されない権利」を侵害する事態から救済することが一番の目的では

6 「広告スペース

ありますが、「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判を経て権利性の認められた「差別されない権利」を普遍的なものとするところにあると言えます。いまのところは、大阪裁判・埼玉裁判・新潟裁判の三つの地域の裁判に留まっていますが、「部落探訪」による被害を被^{こうむ}っている各地に裁判が提起され、全国的な裁判闘争が実現することが期待されるところです。

(2) 「部落探訪」削除請求に関する争点と課題

① 前述のとおり、「部落探訪」は、動画などインターネット上で晒されている被差別部落に暮らす方の「差別されない権利」を侵害する不法行為として、

その削除が認められるべきものと考えています。

ただ、先行する「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判は、最高裁判所において結論が出たものではありませんので、「差別されない権利」の権利性について、統一的な司法判断がなされる保証はありません。もちろん、耳目を集めた裁判ですし、東京高等裁判所が権利性を認めた影響は大きいと思いますが、新潟裁判が係属する新潟地方裁判所が必ず認めると言い切ることはできません。

そのため、まず最大の争点としては、新潟裁判においても、「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判の控訴審判決の判断を踏襲して「差別されない権利」の権利性が認められるか、非常に重要な争点と言えます。もちろん、訴状では、「差別されない権利」のほか、プライバシー権を主張するなど、「部落探訪」の削除という最大の目的を実現するべく、あらゆる主張を行っていきませんが、「差別されない権利」が認められるかどうかは、部落差別にかかわる今後の司法手続きにおいて極めて重要であること

から、こだわっていきたいと考えています。

②次に、大きな争点となるのは、個人原告となっていない方が暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の削除を求めることができるか否かです。

新潟裁判では、三名が個人原告となり、個人原告らが暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の削除を求めるとともに、個人原告に加わっていない方が暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の削除を、新潟県連が求めています。ただ、新潟県連は、「個人」の集まりではあるものの「個人」そのものではありません。そのため、新潟県連が「個人」のために「部落探訪」の削除を求めることができるのか、民事訴訟制度の論点も相まって、この問題は非常に難しい争点になります。

もつとも、宮部のこれまでの言動、つまりネット上で部落差別を拡散し、司法判断を無視するようなネット上の書き込みを繰り返す宮部の言動から、個人攻撃をされるのではないか、自身や家族が部落差別に晒されるのではないか、との心理的な圧迫や恐

怖心から、声を上げられない方の多いのが実情です。ですが、声を上げられないからと言って「部落探訪」の削除を認めないとすれば、宮部による部落差別の拡散が続くことになり、著しく正義に反すると考えています。新潟県連は、新潟県内の同盟員の部落差別からの解放を目的に結成された団体であり、「部落探訪」の削除は、正にその活動の本質ですし、同盟員の総意であることは明らかです。

以上のとおり、個人原告となっていない方が暮らす被差別部落に関する「部落探訪」の削除を求めることができるか否かは、非常に難しい争点ですが、「部落探訪」を野放しにする結果となることは著しく正義に反しますし、「部落探訪」の削除を求めることは新潟県連の活動の本質であることを強調し、削除を認める判決を勝ち取りたいと考えています。

(3) 新潟裁判特有の争点と課題

①新潟裁判では、大阪裁判・埼玉裁判にはない特有の争点があります。

それは、宮部が新潟県連の活動を誹謗中傷するようなネット上の書き込みを行い、それに関連して個人原告らの個人名や経営する会社名を暴露しており、それらネット記事が掲載されているウェブサイトの削除を求めることができるか、という争点です。

これらウェブページは、「部落探訪」ではないですが、新潟県連の名誉や業務遂行を侵害するものとして、また、実名が晒されていることで個人原告らが被差別部落と結びついていることがインターネット上で公開されており、被害は甚大と言えます。これらウェブページは削除されるべきことは明らかであり、新潟裁判では、「部落探訪」に加え、訴えに加えたものになります。

②宮部が新潟県連の活動に対して異常なほどまでに反応する理由は定かではありませんが、新潟県連が過去に裁判闘争を繰り返してきたことが影響しているのかもしれない。

新潟県では、戦前において約三〇〇の被差別地域

が存在していたにもかかわらず、同対法の施行が近づくにつれて国・新潟県の調査によって把握される地域が大幅に減少し、一九六七年の調査では二〇地区にまで減少しています。新潟県では、被差別地域の規模（戸数）が小さい少数点在であることから、一定の地域を被差別地域と指定することに對する抵抗感が強く、「寝た子を起こすな」の意識から「部落隠し」「差別隠し」とも言える事態が発生したと言われています。

このような新潟県特有の事態に關連して、新潟裁判弁護団の近藤正道弁護士が中心となった神林村訴訟が提起され、裁判闘争が繰り広げられました。神林村訴訟は、被差別地域であることを認めない行政の判断を不当とする勝訴判決に終わり、新潟県連の活動が部落差別からの解放に向けた重要な活動であることが周知されました。

その後も新潟県連は、新潟県内を中心に様々な政治活動・啓発活動などを行い、部落差別からの部落民の解放の実現に向けた活動を行っています。

このような歴史をたどる新潟県連の活動に宮部が反発しているのかどうか判然としないところですが、宮部は、新潟県連の活動に關連したネット記事を複数掲載し、新潟県連の活動に關連して新潟県に對する情報公開請求を行う等の反応を示しています。

③これら新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページや個人原告らの実名を晒しているウェブページの削除を求める請求については、宮部の記事が正当な言論活動と言えるかが争点になるものと考えられます。

また、宮部のウェブページのすべてが削除の対象になるのか、それとも「ヤクザ」等の誹謗中傷と言える表現の部分だけの削除に留まるのかについても、争点になるものと考えられます。

これらの争点については、今後の裁判の審理を踏まえて主張を組み立てることになりますが、インターネット上の公開であることから被害が甚大であることを強調し、全面的な削除を強く求めていきたい

と考えています。

(4) 損害賠償請求に関する争点と課題

新潟裁判では、個人原告と新潟県連が各自二二〇万円の損害賠償を求めています。

宮部による「部落探訪」の掲載、新潟県連の活動を誹謗中傷するウェブページの掲載、個人原告らの名前や経営する会社名を晒すウェブページによって、個人原告は甚大な精神的苦痛を被っていますし、新潟県連の被害も軽視できません。

日本の裁判では、懲罰的な損害賠償は認められていませんが、低額な賠償額しか認めないとすれば、抑止力に乏しく、宮部が部落差別を繰り返す要因にもなりかねません。裁判所には、被害の救済を強調するにしても、部落差別を繰り返させない、適正な損害を認めるべきことを強調していきたいと考えています。

3 決意表明

新潟裁判の第一回裁判期日は、二〇二四年五月二四日に指定され、新潟裁判の闘いがスタートします。

日本の裁判は、長期に及ぶことも多く、実際、「復刻版 全国部落調査」差止め請求裁判も長期に及んでいます。同様に、宮部が徹底抗戦してくることが予測され、新潟裁判も長期の闘いになるものと考えられます。裁判所に「差別されない権利」の権利性を認めさせること、「部落探訪」をはじめ宮部の掲載するウェブページの削除を実現すること、適正な損害賠償を認めさせること、これらの重要な目標を達成すべく、弁護士一同、勝訴に向けて全力を尽くすことをここに明言し、決意表明とさせていたできます。

ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

うえの たすく